2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　徳島県吉野川市美郷字大鹿一〇九、一一〇、一一五、一一六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町阿野字代次九六、一一四、一一四の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字代次九六・一一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県北都留郡丹波山村字大常木一四四六の一・一四四六の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県八重山郡竹富町字西表仲良（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県八重山郡竹富町字西表仲良（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県庁及び竹富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県大仙市・横手市・仙北郡美郷町（以上二市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
大仙市・横手市・美郷町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
大仙市・美郷町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに関係市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四十八年十二月五日農林省告示第二千三百五十四号（四に係るものに限る。）、昭和五十九年十月三日農林水産省告示第二千十九号、平成十一年三月十五日農林水産省告示第四百五十七号（三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十一年二月五日農林水産省告示第百九十七号（一に係るものに限る。）